

Q120. やむを得ない理由がなくても、契約期間の途中で期間雇用のパート社員に退職勧奨することはできますか。

期間雇用のパート社員を契約期間の途中で解雇するにはやむを得ない理由が必要ですが、退職勧奨は合意退職を目指すものであり、解雇ではありませんので、やむを得ない理由がなくても、契約期間の途中で期間雇用のパート社員に退職勧奨することができます。